

契約概要

ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては「**ご契約のしおり**」「**約款**」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項は、「**注意喚起情報**」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-877809
- ホームページ： <http://www.medicarelife.com/>

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- 生命保険契約に関するさまざまなご相談・照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」でお受けしております。この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」の「生命保険相談所について」をご確認ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 一定の期間、死亡保障・高度障害保障を毎月支払いの年金として準備できます。
- 被保険者の喫煙の状況、体格(BMI)・血圧値に応じて、非喫煙者優良体料率、非喫煙者標準体料率または喫煙者料率が適用されます。各保険料率の保険料水準は次のとおりとなります。
非喫煙者優良体料率<非喫煙者標準体料率<喫煙者料率
- 3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合、3大疾病で所定の理由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。

3 保険期間・保険料払込期間・年金支払保証期間・保険料払込回数などは以下のとおりです。

保険期間／保険料払込期間	年金支払保証期間	保険料払込回数	保険料払込経路
55歳満了～70歳満了、 75歳満了、80歳満了	2年、5年	月払い、 年払い、 半年払い	第1回:振込み扱い ^{*1} 、口座振替扱い ^{*2} 、 クレジットカード扱い(月払いのみ) ^{*2} 第2回以後:口座振替扱い ^{*2} 、 クレジットカード扱い(月払いのみ) ^{*2}

*電磁的方法によるお申込みの場合には、お申込みの際の保険料払込回数が制限されることがあります。

*保険料払込回数が年払い・半年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。

※1 お申込みの募集代理店等によっては、振込み扱いのお取扱いのない場合があります。

※2 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

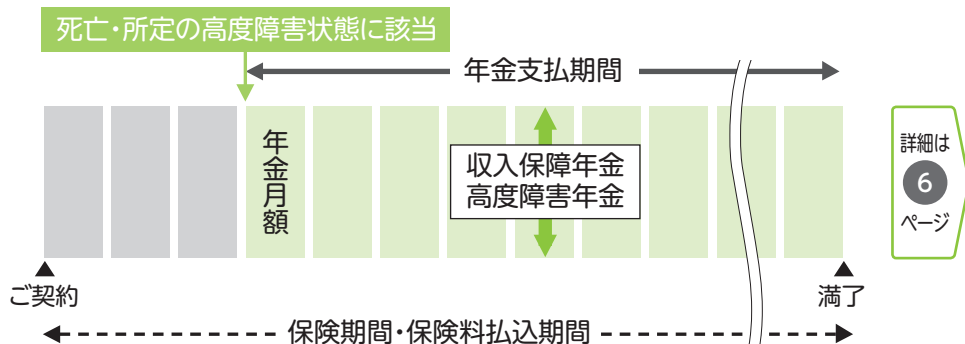
- 契約年齢は満年齢で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 仕組みについて

主契約について

主契約の仕組み図

料率区分型収入保障保険(無解約返戻金型)



*年金のお支払理由該当後は保険料のお払込みは不要です。

年金支払の例

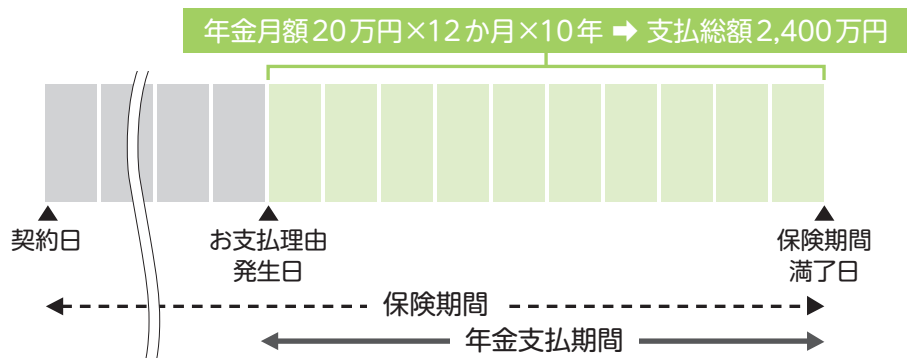
<年金のお支払例>

(契約年齢30歳、保険期間60歳満了、年金支払保証期間*5年、年金月額20万円の場合)

※年金支払保証期間については **事例2** 4 ページをご参照ください。

- 第1回の年金のお支払理由発生日から保険期間満了の日までの期間を年金支払期間として、年金を毎月お支払いします。

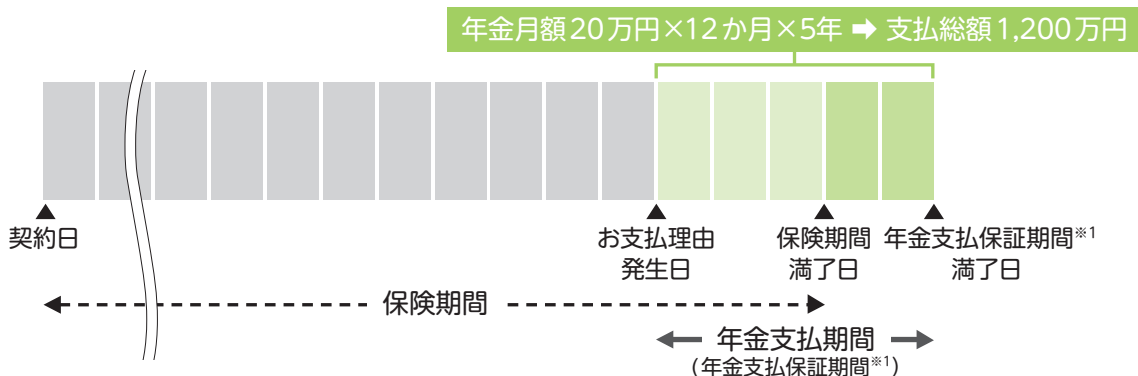
事例1 ご契約から20年1か月目にお支払理由に該当された場合



次ページに続く

- 第1回の年金のお支払理由発生日から保険期間満了の日までの期間が、年金支払保証期間^{※1}に満たないときは、第1回の年金のお支払理由発生日から年金支払保証期間^{※1}満了の日までを年金支払期間として、年金を毎月お支払いします。

事例2 ご契約から27年1か月目(保険期間満了から3年前)にお支払理由に該当された場合

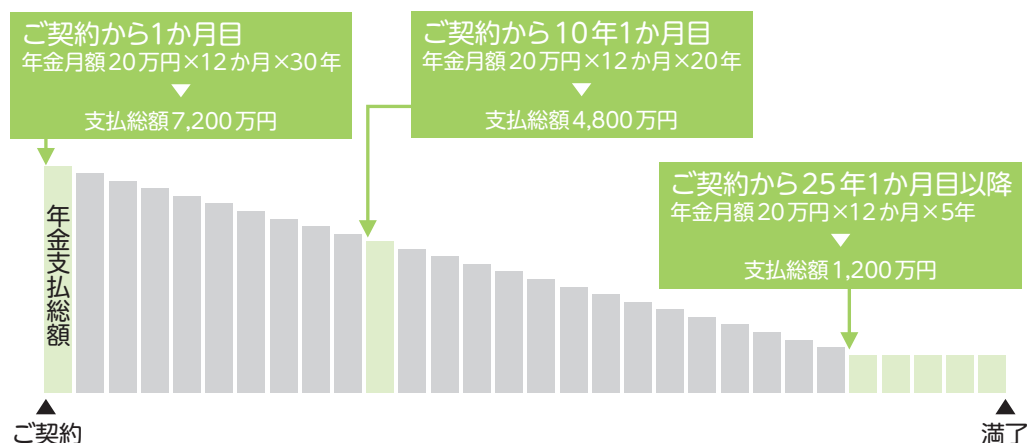


- ・お支払理由発生日から保険期間満了の日までの期間が年金支払保証期間^{※1}に満たない場合、保険期間満了の日を超えて、年金支払保証期間^{※1}5年間の年金のお支払いが保証されます。

※1 年金支払保証期間は、年金のお支払いを保証する期間のことをいいます。

<お支払理由に該当された時期ごとの年金支払総額のイメージ図>

(契約年齢30歳、保険期間60歳満了、年金支払保証期間5年、年金月額20万円の場合)



<年金の一時支払いについて>

- ・第1回の年金のお支払理由発生時以後、年金の受取人からご請求があったときは、将来の年金支払いに代えて、残存年金支払期間中の未払の年金の現価相当額^{※2}を一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。
- ・第1回の年金のお支払理由発生時以後、第1回の年金をお支払いする前に限り、年金の受取人からご請求があったときは、年金の一部に代えて、年金の現価相当額^{※2}の一部を一時にお支払いします。この場合、年金月額は減額されます。(減額後の年金月額がメディケア生命所定の金額を下回るときには、お取り扱いできません。)
- ・第1回の年金のお支払理由が発生した後に、その年金支払期間中に年金の受取人が死亡されたときは、将来の年金のお支払いを行わず、未払年金の現価相当額^{※2}を死亡された受取人の法定相続人に一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。

お支払例(契約年齢30歳、保険期間60歳満了、年金支払保証期間5年、年金月額20万円、ご契約から10年1か月目にお支払理由に該当された場合)
 年金の一時支払金額:約4,231万円(年金でお支払いした場合の支払総額4,800万円)
 年金の一時支払いの場合、年金のお支払いよりも、支払総額は少なくなります。

※2 年金の現価相当額とは将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。

特約について

ご希望に応じて付加できる特約一覧

3大疾病保険料 払込免除特約	3大疾病で所定の理由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。	詳細は 6 ページ
リビング・ニーズ 特約	余命6か月以内と判断されるときは、所定の範囲内でリビング・ニーズ保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日における年金の現価相当額の全部または一部を前払請求することができます。	詳細は 7 ページ

*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{*1}または告知が行われた時^{*2}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「ご契約の保障が開始される時期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

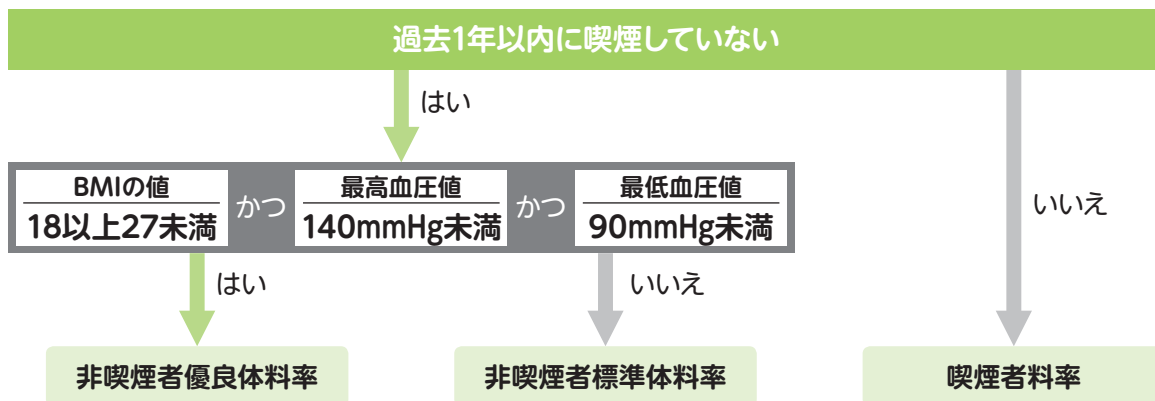
*お申し込みいただく保険契約の年金月額、年金支払保証期間、保険期間、保険料払込期間、保険料率、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

※1 電磁的方法によるときは、お申し込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※2 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

5 適用する保険料率は以下のとおりです。

この保険の主契約には、被保険者の喫煙の状況、体格(BMI)・血圧値に応じて、3つの保険料率のいずれかが適用されます。



- 非喫煙者優良体料率適用のお申込みまたは非喫煙者標準体料率適用のお申込みがあった場合、喫煙の状況に関する告知をしていただくことに加えて所定の喫煙検査を実施させていただきます。
- 被保険者本人が喫煙者でなくとも、受動喫煙により喫煙検査において「喫煙者」と判定されることもあります。
- お申し込みいただく保険契約の保険料率、保険料については申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。
- ご契約が失効し、復活をされる場合、復活後の保険料率は復活時の喫煙の状況、体格(BMI)・血圧値により失効前と異なる保険料率が適用されることがあります。
- 「優良体」とは、この保険におけるメディケア生命の呼称であり、「優良体」の基準に該当されない方の健康状態や身体状態などが優良でないということではありません。

6 年金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

料率区分型収入保障保険（無解約返戻金型）

お支払いする年金	お支払理由	お支払金額	受取人
収入保障年金	第1回 保険期間中に死亡されたとき 第2回以後 第1回の収入保障年金が支払われた場合で、年金支払期間中、第1回の収入保障年金のお支払理由に該当された日の月単位の応当日が到来したとき	年金月額	収入保障年金受取人
高度障害年金	第1回 保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき 第2回以後 第1回の高度障害年金が支払われた場合で、年金支払期間中、第1回の高度障害年金のお支払理由に該当された日の月単位の応当日が到来したとき	年金月額	被保険者

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられた場合は、高度障害年金をお支払いしません。
ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。



ご注意

■ 収入保障年金・高度障害年金は重複してお支払いしません。

7 特約における保険金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

3大疾病保険料払込免除特約

以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

3大疾病	保険料のお払込免除の理由
がん	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞により、次のいずれかに該当されたとき ① 初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき ② 急性心筋梗塞の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき
脳卒中	責任開始期以後に発病した脳卒中により、次のいずれかに該当されたとき ① 初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき ② 脳卒中の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき

次ページに続く

- がんには上皮内がんを含みます。
- この特約における保険料のお払込免除については、責任開始期前に発病した急性心筋梗塞または脳卒中による場合は、保険料のお払込みを免除しません。
ただし、責任開始期前に発病した急性心筋梗塞または脳卒中であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、保険料のお払込みを免除します。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。
- がんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。急性心筋梗塞および脳卒中による保障については、責任開始期から保障されます。
- がん責任開始日より前にかんがんと診断確定されていた場合で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内に
ご契約者からこの特約の無効のお申出(特約または復活を無効とするお申出)があったときは、この特約を無効とします。

リビング・ニーズ特約

- 余命6か月以内と判断されるとき、年金の現価相当額の全部または一部を前払請求することができます。

お支払いする 保険金	お支払理由	お支払金額	受取人
リビング・ニーズ 保険金	余命6か月以内と 判断されるとき	特約基準保険金額*から、対応する6か月分の利息 および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者

※特約基準保険金額とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、次のいずれか小さい金額を限度として、ご請求の際に被保険者にご指定いただきます。

- ・請求日の6か月後の月単位の応当日における年金の現価相当額
- ・3,000万円(被保険者おひとりにつき3,000万円を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。)
- リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度としています。また、リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。
- 請求日から保険期間満了の日までの期間が1年以内である場合、リビング・ニーズ保険金のご請求はできません。
- リビング・ニーズ保険金のお支払金額、ご請求、お支払い後のお取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり」の【特約について】をご確認ください。



- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、収入保障年金または高度障害年金の支払請求を受け、その年金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いする際には、特約基準保険金額から所定の金額を控除します。万一、請求日から早期に亡くなられた場合には、請求されなかった場合と比べてお支払金額が少なくなります。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、主契約は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとします。

8 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 3大疾病保険料払込免除特約の付加にかかわらず、不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

*3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合の保険料のお払込免除については、**6** ページをご確認ください。

9 配当金・満期保険金はありません。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

10 解約返戻金については以下のとおりです。

- この保険には解約返戻金はありません。

11 高額割引制度については以下のとおりです。

- 年金月額や年金支払保証期間等が所定の条件を満たす場合、高額割引制度が適用されますので、年金月額や年金支払保証期間等に応じて、保険料が割引されます。
- お申込内容によっては、年金支払保証期間を2年から5年に変更することや、年金月額を増額することで、高額割引制度により保険料が安くなる場合があります。この場合には、お申込内容を変更したうえで、お申し込みいただきます。
- なお、ご契約後に、年金月額の減額等を行うことで、高額割引制度が適用されなくなったり、割引の水準が変更されることがあります。

12 法令などの改正に伴う保険料のお払込免除理由の変更については以下のとおりです。

- 公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、3大疾病保険料払込免除特約における保険料の払込免除理由を変更することがあります。

13 代理請求制度については以下のとおりです。

- 被保険者が年金などをご請求できないメディケア生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金などをご請求することができます。

14 生命保険募集人については以下のとおりです。

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

年金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

注意喚起情報

特にご注意いただきたい事項 (注意喚起情報)

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

特に年金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。

この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」、「ご契約のしおり」、「約款」についてもご確認ください。

なお、主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり」をご参照ください。

1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、喫煙の状況、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
- ご契約を解除した場合には、たとえ年金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いすることはできません。**また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**年金などをお支払いできないことがあります。**

2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

お引受けについて

- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。

3 ご契約の保障が開始される時期について

- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{※1}または告知が行われた時^{※2}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- 3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。

※1 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※2 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

保障の開始について

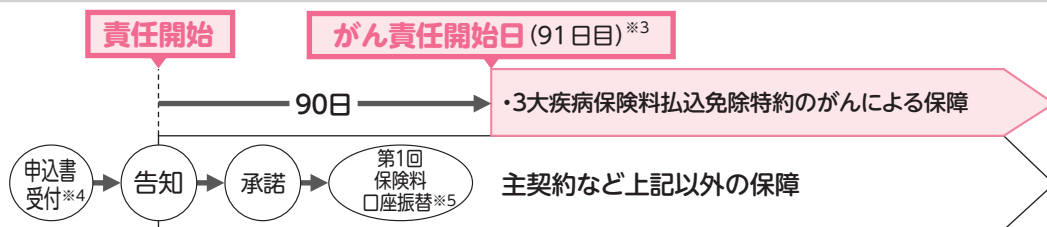
- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

*保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の「生命保険募集人について」をご参照ください。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



※3 3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、この特約の責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。3大疾病保険料払込免除特約の急性心筋梗塞および脳卒中による保障については、責任開始期から開始されます。

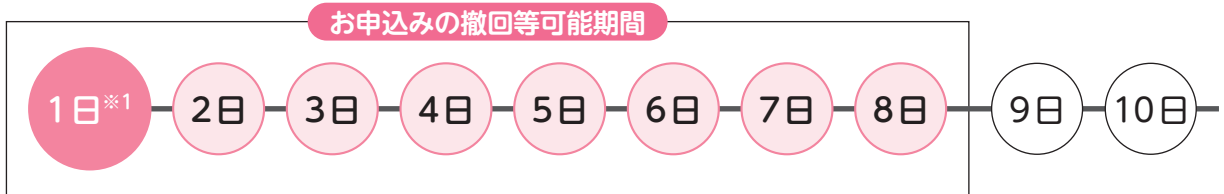
※4 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。

※5 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご参照ください。

4 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回等を行うことができます。 (クーリング・オフ制度の適用対象商品です。)

お申込みの撤回等ができる期間



※1 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日

撤回方法について

●申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、保険契約の申込日^{※2}または注意喚起情報の交付日^{※3}のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)を行うことができます。

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりメディケア生命あて送付してください。

この場合、書面には以下の事項をご記入ください。

- ①申込者等の氏名
- ②被保険者の氏名
- ③申込者等の生年月日
- ④申込者等の住所
- ⑤申込者等の電話番号
- ⑥保険商品名
- ⑦募集代理店名
(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑧クーリング・オフの理由
- ⑨お申込みの撤回等をする旨
- ⑩申込者等ご本人さまによるご署名

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。

※2 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。

※3 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。

<記入例> *書式は自由です。


メディケア生命保険株式会社 御中
 申込者 目出 太郎
 被保険者 目出 太郎
 生年月日 昭和●年●月●日
 住所 〒135-0033
 東京都江東区深川○-○-○
 電話番号 03-○○○○-○○○○
 保険商品名 料率区分型収入保障保険
 (無解約返戻金型)
 募集代理店名 ○○代理店

■クーリング・オフの理由

私は上記の申込みを撤回します。
 平成○年○月○日
 目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由を記入してください。

- (例)・商品内容を再検討したため。
 ・家族からの反対があったため。
 ・他社の保険に加入するため。
 ・資金が必要となったため。

ご連絡先	〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 事務管理部 お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。 メディケア生命コールセンター  0120-877809
	受付時間 月～金: 午前9時～午後7時 土・日: 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

5 年金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「年金などをお支払いできない場合について」をご参照ください。

年金などをお支払いできない場合の例

- **責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合**
ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合または詐欺により取消しとなった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、年金などをお支払いします。)
- 年金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または年金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や年金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)
- 年金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

第1回保険料猶予期間満了による無効について

- 第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、年金などのお支払理由が発生していても年金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。
- このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、 ご契約が失効します。 万一失効した場合でも、失効後1年以内であれば、 ご契約の復活をご請求いただけます。

詳しくは「ご契約のしおり」の「保険料について」をご参照ください。

失効について

- 保険料払込期月中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、失効後にお支払理由が発生しても年金などはお支払いしません。
- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。
- ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。(3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した日から、その日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。)

8 この保険には解約返戻金はありません。

解約返戻金について

- この保険には解約返戻金はありません。

生命保険会社が経営破綻した場合などには、 9 保険金額、年金額、給付金額などが 削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「生命保険契約者保護機構について」をご参照ください。

削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります**。
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります**。

生命保険 契約者 保護機構	TEL 03-3286-2820
	受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く):午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、 10 新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、 ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」「その他の諸手続きについて」をご参照ください。

不利益となる点について

- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります**。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります**。
- 新たなご契約と現在のご契約の保険料計算利率(予定利率)などは異なることがあります。なお、保険料計算利率(予定利率)の低下などにより、保険料が高くなる場合があります。

*保険料計算利率(予定利率)については、「ご契約のしおり」の「主な保険用語のご説明」をご参照ください。

11 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

ご請求手続きに際しては、年金などをもらなく

12 ご請求いただくために、複数の年金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「年金などのご請求手続きについて」「年金などをもらなくご請求いただくための確認について」をご参照ください。

ご請求されるときには

- お客さまからのご請求に応じて、年金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 年金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の年金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**
お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。

被保険者が年金などをご請求できない場合、

13 被保険者に代わって、ご契約者があらかじめ指定された指定代理請求人が、年金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の「代理請求制度について」をご参照ください。

指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は年金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
 - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

円滑なご請求のために

- 年金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

14 その他お申込みにあたって ご確認いただきたい事項について

ご記入について

- 申込書・告知書は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。
 - ご記入後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名してください。
- *電磁的方法によるときは、申込画面・告知画面にご自身でご入力ください。

領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

15 お申込内容などの確認に お伺いすることがあります。

確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または年金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証やパスポートなどで、ご本人であることを確認させていただきます。

16 生命保険契約に関するさまざまなご相談・照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」でお受けしております。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-877809**

受付時間 月～金：午前9時～午後7時

土・日：午前9時～午後5時

(祝日・年末年始を除く)

生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
 - ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
 - ・なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>